

# 益子特別支援学校 進路だより 号外

## ◆◆◆障害基礎年金について その3◆◆◆

さて、その3では実際に障害年金をもらうためにどうすればいいのか、ポイントを御紹介します。

### ★審査で重視される2つの書類★

障害年金は書類審査です。審査官と一度も面談することなく、提出した書類の内容ですべてが決まってしまうます。どんなに症状が重くても、日常生活に支障が出ていても、提出した書類でそれが伝わらなければ不支給になってしまうこともありえます。障害年金の受給を決め手となる2つの書類について見ていきましょう。

#### 1 診断書（医師が作成）

障害年金を申請するにあたって、一番重要なのは医師に作成してもらう『診断書』です。障害年金では、その2で紹介したように、「このくらいの障害の程度であれば〇級相当」と基準が定められており、等級判定ガイドラインでは診断書の記載事項を元に等級の目安が定められています。そのため、障害年金はほとんど診断書の内容で決まるといっても過言ではありません。

##### ・診断書作成を依頼する際のポイント

##### (1) 受診前に日常生活状況についてまとめておく

知的障害の等級判定においては日常生活能力の程度が重視されています。しかし、限られた診察時間内で症状のすべてを医師に伝えることは困難だと思います。医師に十分に伝わっていないために診断書の内容が実際の症状とそぐわないものになり、結果的に年金をもらえない、ということになってしまえば悔やんでも悔やみきれません。そうならないためには、以下のポイントが重要です。

- ・具体的にどんな症状があって、日常生活や仕事にどんな影響が出ているかを正確に伝え、症状に応じた診断書を過不足なく書いてもらうこと。
- ・そのために、事前に日常生活のどんな部分に支障があるか、どんなことに困っているのかまとめてから受診すること。
- ・療育手帳や知能検査の結果などが手元にあれば併せて診察の際に持参すること。

また、卒業生保護者の方からは、「病院によって診断書の金額も全く違うので、その辺も情報を集めた方が良い」とのアドバイスがありました。

#### 2 病歴・就労状況等申立書（申請者が作成・代筆あり）

診断書と並んで重要な書類が、『病歴・就労状況等申立書』です。病歴・就労状況等申立書とは、発症から現在までの日常生活状況や就労状況を記載するもので、診断書のように医師に書いてもらうものではなく障害年金の請求者が自分で作成するものです。

病歴・就労状況等申立書は日常生活にどのような支障がでているか、どんなことに困っているかを自分で伝えることができる唯一の書類です。診断書では伝えきれない日常生活状況を伝えることのできる重要な書類なので、ポイントをおさえてしっかり記載することが重要です。

##### ・病歴・就労状況等申立書作成のポイント

##### (1) 出生から現在までの状況を3～5年に分けて記載する

知的障害の場合、病歴・就労状況等申立書には出生日から現在までの日常生活状況や就労状況を記載する必要があり、記載要領では3～5年に分けて記載するように求められています。幼少期、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生、その後は3～5年ごとに分けて記入してください。覚えていないからといって10年、20

年をまとめて書いてしまうと年金機構から書き直しを求められることがあるので、必ず3～5年の期間に区切って作成しましょう。

## (2) 具体的に記載する

病歴・就労状況申立書は主観ではなく客観的かつ具体的に記入することが重要です。自分がどう感じたかではなく実際にどんなことがあったかを具体的に記入するように注意しましょう。障害が軽度な方ほど、より詳しい「困りごと」の記載が必要です。病歴・就労状況等申立書に記載すべき事項を一部例示します。

- ・周囲の人（家族や友人等）との関係（人間関係でトラブルになることはなかったか等）
- ・日常生活でできなかったことや困っていたこと
- ・家族や周囲の人からの援助の有無やその内容
- ・就学時の様子（不登校、集団行動ができない、学習の遅れ等）
- ・特別支援教育歴（特別支援学校、支援学級、普通学級における個別支援等）
- ・施設の入所歴や福祉サービスの利用状況
- ・その他障害に関する印象的なエピソード 等

## (3) 診断書との整合性に注意する

障害年金の審査においては医師の作成した診断書と請求者の作成した病歴・就労状況等申立書の整合性が重視されます。知的障害の場合、本人ではなくその家族が病歴・就労状況等申立書を作成することも多いと思います。家族としての気持ちはひとまず置いて、「客観的に見てどうか」を考えることが重要です。

また、ずっと一緒に生活している家族だと、現状が当たり前になっていて、症状を正確に認識できていないこともあるので注意してください。そして、申請書類を提出する前に医師の作成した診断書と病歴・就労状況等申立書を見比べて、記載内容や症状の程度に矛盾がないかを確認してください。

## 3のまとめ

●<sup>しんさ</sup>審査は書類<sup>しよるい</sup>だけ！

●「<sup>しんだんしよ</sup>診断書」と「<sup>びようれき</sup>病歴・<sup>しゅうろうじょうきょうとうもうしたてしよ</sup>就労状況等申立書」が<sup>じゅうよう</sup>重要な書類<sup>しよるい</sup>！

<sup>しんだんしよ</sup>「診断書」

◎<sup>いし</sup>医師には<sup>せいかく</sup>正確な<sup>じょうたい</sup>状態（<sup>こま</sup>困っていることなど）を<sup>つた</sup>きちんと伝える！

◎<sup>しんだんしよ</sup>診断書の<sup>ねだん</sup>値段は<sup>びょういん</sup>病院によって<sup>おお</sup>大きく<sup>ちが</sup>違う！

◎<sup>み</sup>できあがったものを見せてもらい、<sup>ばあい</sup>場合によっては<sup>か</sup>書き直<sup>なお</sup>してもらおうことも！

<sup>びようれき</sup>「病歴・<sup>しゅうろうじょうきょうとうもうしたてしよ</sup>就労状況等申立書」

◎<sup>しょうがいしゃしん</sup>障害者自身または<sup>ほごしゃとう</sup>保護者等が<sup>か</sup>書く！「<sup>おも</sup>思い」ではなく「<sup>じじつ</sup>事実」を<sup>か</sup>書く！

◎<sup>う</sup>生まれてから<sup>いま</sup>今まで（とこれから）の<sup>れきし</sup>歴史を3～5年<sup>ねん</sup>ごとにまとめておく！

◎<sup>こま</sup>困ったこと、<sup>くわ</sup>トラブルなどは<sup>きろく</sup>できるだけ詳しく記録しておく！